

市税を一時に納付できない場合には納税の猶予制度があります！！

税金は納期限までに納付しなければなりません。一定の要件に該当し、市税を一時的に納付することが困難な理由がある場合は、申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。

申請できる猶予制度は、下記のとおりです。

1 徴収の猶予

次に掲げる要件すべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- (1) 次のいずれかに該当する事実があること
 - ① 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、または盗難に遭ったこと
 - ② 納税者または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
 - ③ 納税者が事業を廃止し、または休止したこと
 - ④ 納税者が事業につき著しい損害を受けたこと
 - ⑤ 納税者に以上(1)から(4)までに類する事実があったこと
 - ⑥ 本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき額が確定した場合
- (2) 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること



名護市に申請することにより、1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合があります。申請の期限はありませんが、上記⑥の場合は納期限までの提出が必要です。

2 換価の猶予

次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- (1) 市税を一時的納付すると、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- (2) 納税についての誠実な意思があると認められること
- (3) 換価の猶予を受けようとする市税以外の滞納がないこと



納期限から6か月以内に名護市に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「職権による換価の猶予」があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、猶予を受ける金額が50万円以下である場合や、猶予を受ける期間が6か月以内である場合には担保を提供する必要はありません。

猶予の期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると思われる期間に限られます。なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、名護市に申請することにより、猶予期間の延長が認められることがあります。（当初の猶予期間と合わせて最長2年）

猶予の効果

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価が猶予されます。

申請の手続

●提出する書類

- ① 「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ② 「財産収支状況書」又は「財産目録・収支の明細書」
※記載した内容を証する書類並びにここ1年間の収入及び支出の実績を明らかにする書類を添付する必要があります。
- ③ 担保の提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）
※り災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

市税を納期限までに納付できない場合には、お早めにご相談ください。

換価の猶予については、納期限から6か月以降でも職権による換価の猶予にて猶予を受けられる場合があります。詳細については、下記担当へ御連絡いただくか、名護市ホームページを御確認ください。

お問い合わせ・申請先

名護市市民部税務課納税係

TEL：0980-53-1212（内線：193.194.323.324）